

令和 2 年第 5 回市議会（定例会）
付 議 案 件 緜

（その 4）

堺 市 議 会

目 次

頁

議員提出議案第33号	堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の 一部を改正する条例.....	3
参考資料		
新旧対照表.....		5

令和2年11月24日

堺市議会議長
宮本恵子様

提出者

堺市議会議員	加藤慎平	堺市議会議員	龍田美栄
同	中野貴文	同	上野充司
同	藤井載子	同	西川知己
同	伊豆丸精二	同	札場泰司
同	青谷幸浩	同	的場慎一
同	黒田征樹	同	西田浩延
同	井関貴史	同	上村太一
同	三宅達也	同	池田克史
同	水ノ上成彰		

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第33号　堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

理由

堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例に基づく議会議員報酬の月額について、100分の15に相当する額を減ずる期間を、令和2年11月30日までとあるのを、令和3年5月31日までに改めるために本条例案を提案するものである。

堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の 一部を改正する条例

堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（令和2年条例第30号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和2年11月30日」を「令和3年5月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

新旧对照表

<議員提出議案第33号 堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例に規定する一部を改正する条例>

堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（令和2年条例第30号）新旧対照表

	現行	改正後（案）
	<p>議会議員の議員報酬の月額は、令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間ににおいて、堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）別表の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額については、同表に規定する額とする。</p>	<p>議会議員の議員報酬の月額は、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの間ににおいて、堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）別表の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額については、同表に規定する額とする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

令和2年第5回市議会(定例会)付議案件綴(その4)

令和2年11月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-20-0099